

令和3年 No.34

○国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めの制定

改正理由

こどもの学び困難支援センターの設置及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年4月28日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

令和3年4月30日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：こどもの学び困難支援センターの設置及び副学長の職務分担の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（全体統括・総務担当） 副学長業務の全体統括，戦略評価推進本部，国際戦略推進本部，男女共同参画推進本部，PD推進本部に関すること。</p> <p>(2) 副学長（教育・学生担当） 大学院（教職大学院），戦略評価推進本部，教員養成カリキュラム改革推進本部，センター（次世代教育研究センター）に関すること。</p> <p>(3) 副学長（研究・社会連携担当） 大学院（修士課程），広報戦略推進本部，教育実践研究推進本部，社会連携推進本部，センター（環境教育研究センター，教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター，<u>こどもの学び困難支援センター</u>）に関すること。</p> <p>(4) 副学長（国際・情報担当） 国際戦略推進本部，情報基盤整備推進本部，センター（留学生センター，ICTセンター，国際教育センター）に関すること。</p> <p>(5) 副学長（附属学校・現職研修担当） 附属学校，<u>教育実践研究推進本部</u>，現職教員研修推進機構，センター（理科教員高度支援センター）に関すること。</p> <p>(6) 副学長（学部教育・学生支援担当） 学士課程，戦略評価推進本部，教員養成カリキュラム改革推進本部，アドミッションオフィス，総合学生支援機構，センター（保健管理センター，学生支援センター，特別支援・教育臨床サポートセンター）に関すること。</p> <p>(7) 副学長（研究・特命事項担当） 大学院（博士課程），戦略評価推進本部，教員養成カリキュラム改革推進本部，<u>教育実践研究推進本部</u>，<u>PD推進本部</u>に関すること。</p> <p>(8) 副学長（財務・労務担当）</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(副学長の職務分担等)</p> <p>第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長（全体統括・総務担当） 副学長業務の全体統括，戦略評価推進本部，国際戦略推進本部，男女共同参画推進本部，PD推進本部に関すること。</p> <p>(2) 副学長（教育・学生担当） 大学院（教職大学院），戦略評価推進本部，教員養成カリキュラム改革推進本部，センター（次世代教育研究センター）に関すること。</p> <p>(3) 副学長（研究・社会連携担当） 大学院（修士課程），広報戦略推進本部，教育実践研究推進本部，社会連携推進本部，センター（環境教育研究センター，教育インキュベーションセンター，教員養成開発連携センター）に関すること。</p> <p>(4) 副学長（国際・情報担当） 国際戦略推進本部，情報基盤整備推進本部，センター（留学生センター，ICTセンター，国際教育センター）に関すること。</p> <p>(5) 副学長（附属学校・現職研修担当） 附属学校，現職教員研修推進機構，センター（理科教員高度支援センター）に関すること。</p> <p>(6) 副学長（学部教育・学生支援担当） 学士課程，戦略評価推進本部，教員養成カリキュラム改革推進本部，アドミッションオフィス，総合学生支援機構，センター（保健管理センター，学生支援センター，特別支援・教育臨床サポートセンター）に関すること。</p> <p>(7) 副学長（研究・特命事項担当） 大学院（博士課程），戦略評価推進本部，教員養成カリキュラム改革推進本部，<u>教育実践研究推進本部</u>に関すること。</p> <p>(8) 副学長（財務・労務担当）</p>

財務、労務、事務局、PD推進本部に関すること。

〔省略〕

附 則

この取決めは、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
ただし、第3第5号の改正規定は、令和2年4月1日から適用する。

財務、労務、事務局、PD推進本部に関すること。

〔省略〕